

第3回公民館講座

人権啓発現地学習会 参加者募集

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎0968・34・3047

今回の公民館講座は、人権について学ぶため、公民館を飛び出して「現地学習会」として開催します。

今年は「らい予防法」（ハンセン病隔離政策）の廃止から30年の節目に当たります。そこで、菊池恵楓園の歴史資料館見学とボランティアガイドさんの説明を合わせた現地学習会を企画しました。ぜひご参加ください。

▶と き：11月27日(金)

▶と ころ：菊池恵楓園歴史資料館（合志市）

▶参 加 料：移動費用・入館料無料（食事は済ませてご参加ください。）

▶移動方法：町所有のマイクロバス

▶定 員：20人（先着順）

▶行 程：午後1時に三加和公民館を出発し、午後1時20分に中央公民館を経由します。菊池恵楓園内の歴史資料館見学後、ボランティアの案内で菊池恵楓園の見学を行います。

▶申込期限：10月30日(金)

▶申込方法：QRコードを読み取り、インターネットで申し込み



申込はこちら

第2回公民館講座

日本スポーツウエルネス吹矢体験

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎0968・86・2022 (中央公民館)

▶講 師：日本スポーツウエルネス吹矢協会
上級公認指導員 有働節子氏

▶と き：10月28日(金)

▶時 間：午前10時～11時30分

▶と ころ：中央公民館大会議室

▶定 員：20名（先着順）

▶申込期限：10月23日(金)（先着順）

▶申込方法

申込書を中央公民館または三加和公民館まで提出、または右下のQRコードよりお申し込みください。

*参加費：体験用マウス代 100円

*その他：動きやすい服装でご参加ください。また、運動用シューズをご持参ください。



申込はこちら

子どもの未来を支える「里親」というかたち

☎ こども家庭センター ☎0968・86・5730
☎ 家庭支援センターきらきら ☎096・383・8100

様々な事情で自分の家族と一緒に暮らすことができない子どもたちに、愛情と温かい家庭での生活を提供するのが「里親制度」です。特別な資格ではなく、子どもたちを温かく迎え入れ、その成長を見守る「ごく普通の家庭」です。家庭で過ごす経験は、子どもたちの**健やかな成長と自立に向けた力を育む**上で、かけがえのない宝物となります。

「自分に務まるだろうか」「経済的な負担は？」といったご心配に、児童相談所や里親支援センターなどがしっかりとサポートします。

📌 **研修と相談**：里親になる前の研修や里親になった後も継続的な相談や助言を提供します。

📌 **経済的な支援**：子どもの養育にかかる費用や教育費、医療費などは、公的な**里親手当や生活費**として支払われます。

📌 **専門的なケア**：子ども特有の悩みや行動については、専門家と連携してサポートします。

制度の詳細を知りたい、里親さんの体験談が聞きたい、どんなことでも結構です。まずはお気軽にお問い合わせください。



和水町文化祭にあなたの作品を展示しませんか？

☎ 和水町文化協会 ☎0968・34・3047

町文化協会では、11月7日(土)～9日(日)、三加和公民館で、第21回和水町文化祭を開催します。

文化祭では、町文化協会で活動されている会員の作品や町内保育園・小学校・中学校の子どもたちの作品、介護施設に入所・通所されている人の作品などの展示を予定しています。

この作品と一緒に展示する芸術作品を募集しています。

皆さんが作られた作品を文化祭で展示してみませんか？

▶**募集する作品**：陶芸や手芸、絵画、書道など芸術に関する作品

▶**募集期限**：10月30日(金)

▶**申込方法**：社会教育課（三加和公民館内）に電話でお問い合わせください。

くらしと人権 Vol.74
就職差別を考える

☎ 社会教育課 地域人権教育指導員
☎0968・86・2022

1 屈託のない笑顔

高校の教員をしていた頃、就職希望の3年生は夏休みに入ると面接試験の練習を始める生徒もいました。頼まれて何度も試験官役を担当しました。「どうしてわが社を希望したのですか？」「高校では何に一番力を入れましたか？」などなど、想定される問答を繰り返す中、こんな質問をします。「高校生活の一番の思い出は何ですか？」答としては、「体育大会です。理由は…」「文化祭です。なぜなら…」「修学旅行です。特に…」など、こういう回答をする生徒が多かったものです。そんな中、屈託のない笑顔で次のような回答をした女子生徒がいました。「毎日の休み時間や放課後での友達との何気ない会話です。」と。初めて接した回答だったのでちょっと驚きましたが、生徒たちにとっては高校での毎日の何気ない時間や瞬間が一番の宝物なのかもしれないと思ったものでした。こうした練習を通して、自分の気持ちと真剣に向き合い、自信をもって試験に臨んでいきました。

2 何が問題なのか

そんな生徒たちが、試験当日、面接官から不適切な質問を受けることがあります。労働局や県教育委員会などがタッグを組みハローワークを通じて高校生を採用したい企業には事前に指導したうえで募集を許可しているのですが、認識不足や中には確信犯的な違反質問をされることがあります。近年増加傾向にあり、問題の根は深いと感じています。

本来、生徒本人の能力や適性に基づいて判断すべき採用試験が、本人の責任ではないことを採用の基準にするのはあってはならないことです。50年前県内で発覚した差別事件から多くの事を学んだ学校側は様々な取り組みを行ってきました。「(不適切質問への回答は) 言わない、(不適切な題材の作文は) 書かない、(一方的な誓約書等は) 提出しない」取り組みもその一つです。高校生の就職選考が始まるこの時期、忘れてはいけない問題ではないでしょうか。



消費生活Q&A

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。



～今回のテーマ～

トイレ修理で高額請求された！



(安しんちゃん)

自宅のトイレが詰まったからインターネットで検索した「980円～最安値」「最短対応」と記載がある業者に依頼しようと思うけど、どうかな？



(なごワン)

すぐに依頼するのはダメだワン!!修理を依頼して、「他の作業も必要」と次々に提案され、最終的に50万円を超える請求を受けた。といった相談が寄せられているワン。



(安しんちゃん)

980円～の広告が50万円の高額な請求になるなんて怖いね。トラブルに遭わないためにはどこに気を付けたらよいの？



(なごワン)

そうだワン。トラブルが起きる前に準備・確認できることがあるワン。

次のことが大事だワン。

①戸建住宅の場合は住宅メーカーや施工業者、賃貸住宅の場合は大家や管理会社等に緊急時の対応について相談する

②火災保険を使って修理等が可能な場合もあるため、保険契約の内容を確認しておく

③災害時にも役立つ非常用の簡易トイレを備えておく

④広告の料金表示に注意する

不具合が発生した原因や修理のために必要な作業はケースによって違うから、現場の状況次第ではインターネット上の広告に記載された料金で依頼できるとは限らないワン。「〇〇円～」などの金額表示はうのみにしないようするのが大事だワン！

☎ 和水町消費生活相談窓口（総務課） ☎0968・86・5720
玉名市消費生活センター ☎0968・75・1422